平成２７年（フ）第２７８号
静岡県磐田市今之浦３丁目９番地２　ファミール今之浦101、破産手続開始決定時の住所静岡県磐田市国府台516番地７
破産者　山田　　明
１　決定年月日　平成28年８月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第２８７号
静岡県浜松市西区雄踏町宇布見6231番地の１田端団地Ｄ－204、破産手続開始決定時の住所静岡県浜松市浜北区内野4291番地
破産者　山本　香洋
１　決定年月日　平成28年８月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第４８９号
静岡県掛川市大池2598番地の１　レオパレスＦｏｒｅｖｅｒ　205、開始決定時の住所静岡県浜松市北区三方原町25番地の３
破産者　喜来助本店こと　菊池　憲彰
１　決定年月日　平成28年８月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２７年（フ）第６３８号
福岡県遠賀郡水巻町下二東３丁目13番20号ブライトシップα202号
破産者　副田　孝子
１　破産債権の届出期間　平成28年９月16日まで
２　一般調査期日　平成28年10月21日午前10時30分
平成28年８月19日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第７８号
広島市中区国泰寺町２－１－９　グラビスコート国泰寺1101、住民票上の住所福岡県太宰府市宰府４丁目11番12―602号
破産者　大江　　豊
１　破産債権の届出期間　平成28年９月20日まで
２　一般調査期日　平成28年10月14日午後２時
平成28年８月18日
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１０号
北海道網走郡大空町東藻琴392番地の58
破産者　有限会社福井林業
１　破産債権の届出期間　平成28年９月23日まで
２　一般調査期日　平成28年10月21日午前11時30分
平成28年８月19日
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２７年（フ）第３７１号
大阪府柏原市国分本町７丁目７番23号、前住所大阪府柏原市旭ケ丘３丁目６番12号
破産者　三井恵美子（旧姓浜田）
１　破産債権の届出期間　平成28年９月23日まで
２　一般調査期日　平成28年10月27日午後１時30分
平成28年８月18日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第６１号
長崎県西彼杵郡長与町高田郷1188番地１　フラワーマンション302号
破産者　湯谷　泰博
１　破産債権の届出期間　平成28年９月23日まで
２　一般調査期日　平成28年11月18日午前10時30分
平成28年８月19日
長崎地方裁判所民事部破産係

破産管財人追加選任

平成２８年（フ）第１５７６号
東京都新宿区西新宿６丁目12番４号
破産者　株式会社エーゼットプロモーション
次の者を破産管財人に選任する。
弁護士　清水　靖博
平成28年８月５日
東京地方裁判所民事第20部

免責審尋期日

平成２８年（フ）第３２４１号
東京都渋谷区広尾３丁目９－14
破産者　小林　　渉
審尋期日　平成28年10月26日午後２時30分
平成28年８月16日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算協定認可

平成２８年（ヒ）第５号
静岡県磐田市今之浦４丁目６番地の８
清算株式会社　あけぼの開発株式会社
代表清算人　山本　輝実
１　決定年月日　平成28年８月17日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、債権者朝日住宅株式会社に対し、協定案認可決定確定後遅滞なく、協定案決定確定日に保有する現金預金及び出資金の財産処分代金の全額を弁済として支払う。
２　債権者朝日住宅株式会社は、清算株式会社に対し、清算株式会社から第１項の金員の弁済を受けたときは、協定債権の総額から弁済額を控除した残債権を全額放棄する。
３　清算株式会社は、第１項の弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、速やかにこれを換価し、債権者朝日住宅株式会社に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を支払う。この場合においては債権者朝日住宅株式会社が前項の規定により行った残債権の放棄は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
静岡地方裁判所浜松支部民事部

監督命令

平成２８年（再）第３１号
千葉県柏市柏260番地の11
再生債務者　株式会社セイキテクノデザイン
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都千代田区神田小川町２丁目２番地８　天下堂ビル４階　上條・鶴巻法律事務所　弁護士　鶴巻　　暁
平成28年８月18日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始

平成２８年（再）第３３号
東京都江東区木場２丁目17番13号
再生債務者　株式会社ＴＮＤウエアハウス
１　決定年月日時　平成28年８月17日午後４時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年９月14日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成28年10月19日から平成28年10月26日まで
東京地方裁判所民事第20部

再生債務者の株式の取得等を定めた再生計画案の提出の許可

平成２８年（再）第１９号
静岡県静岡市清水区北脇232番地
再生債務者　菊池建設株式会社
決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
１　再生債務者が取得する株式の数　全ての発行済株式である普通株式９万7650株
２　再生債務者が１の株式を取得する日　７の募集株式と引換えにする金銭の払込期間において募集株式の引受人が最初の出資をした日
３　減少する資本金の額　資本金7950万7500円全額
４　資本金の額の減少がその効力を生ずる日　７の募集株式と引換えにする金銭の払込期間において募集株式の引受人が最初の出資をした日
５　募集株式の数　普通株式2000株
６　募集株式の払込金額　募集株式１株につき金10万円
７　募集株式と引換えにする金銭の払込期間　再生計画認可決定確定の日から１か月
８　増加する資本金の額　金１億円
９　増加する資本準備金の額　金１億円
平成28年８月17日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

平成２５年（再）第３号
神奈川県川崎市麻生区百合丘１丁目２番７号内田ビル３階
再生債務者　株式会社セブンオーシャン
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成28年８月15日
東京地方裁判所民事第20部